

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	介護給付費等の支給の要否の決定	
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 22 条	
所 管 課 係 名	長寿・障害福祉課 障害者福祉係	
関 係 条 項	総合支援法第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項	
審 査 基 準	基 準	総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）、始良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 25 年始良市規則第 31 号）及び始良市障害者等の障害福祉サービス等に関する支給基準等を定める規則（平成 22 年始良市規則第 87 号）を審査基準とする。
	参 考 事 項	介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き
	設 定 等 年 月 日	令和 2 年 10 月 28 日 （ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 14～50 日程度 標準処理期間について、障害支援区分の認定を伴う場合及び指定特定相談支援事業者からのサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が、標準処理期間を経過した場合については、この限りでない。
	設 定 等 年 月 日	令和 2 年 10 月 28 日 （ 年 月 日最終変更）
備 考		

(参考条文)

【根拠条項】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

第二十二條 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

- 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。
- 6 市町村は、前二項のサービス等利用計画書の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して支給要否決定を行うものとする。
- 7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
- 8 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

【関係条項】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(申請)

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

(略)

(障害支援区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。